

砂川事件裁判国家賠償

請求訴訟ニュース

2022年11月5日発行

【第10号】

第9回口頭弁論が開かれる(9月26日)

第10回口頭弁論は11月28日(月)14:00~東京地裁第103号法廷

砂川事件裁判国家賠償請求訴訟の第9回口頭弁論が9月26日(月)14時から開かれました。今回も多くの皆様に傍聴に御参加いただきました。ありがとうございました。

裁判長から、被告側(国)に対し、「原告から出されている人証申請について被告からの意見はあるか」と問いかけがあり、被告側からは「被告としてはやる必要はないと考えている」との返答がありました。裁判長からは「採用するかどうかの判断に関し、裁判所は陳述書を見せていただいた上で採否について決定したい」との発言がありました。

今後、11月11日までに原告側が陳述書を準備する旨確認し、次回第10回口頭弁論は11月28日(月)14時から、東京地裁第103号法廷で開くことを決め、14時6分に閉廷しました。

【裁判報告会(9月27日)】

第9回口頭弁論のあと、参議院議員会館B104で報告会を行いました。こちらも多くの方に御参加いただきました。今回も、弁護団説明と原告挨拶に続き、多くの皆様から活発な御発言をいただき、大変盛り上がりました。御参加いただきました皆様、ありがとうございました。

報告会での発言要旨は次のとおりです。



【武内更一 弁護士】

前回(6月27日)の法廷で、調査囑託の回答が米公文書館から届いていないという状況が明らかになった。これを踏まえ、証人尋問の申請を原告から行うことになり、7月29日に、元外交官の孫崎享さん、ジャーナリストの末浪靖司さん、原告3名の証人尋問を申請する証拠申出書を裁判所に提出した。これを採用するかどうかを裁判所で今考えているところだ。裁判所が証人を採用するかどうかの判断をするために、立証趣旨を伝えるだけでなく、現在では陳述書をあらかじめ出す必要がある。今日の法廷はそのような手続き的な話が主だった。